

－電子的（歯科）診療情報連携体制整備加算について－

当院は、医療 DX を推進し、質の高い医療を提供するために、以下の体制を整備しております。

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 電子資格確認により取得した診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報等）を診療に活用しています
- 電子処方箋を発行する体制を有しています
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています
- マイナンバーカードの健康保険証利用を推進しています

これらの体制により、厚生労働省の定めに基づき「電子的（歯科）診療情報連携体制整備加算」を算定しております。

【電子的（歯科）診療情報連携体制整備加算】

当院は施設基準に応じて、以下のいずれかの加算を算定しています。

・電子的（歯科）診療情報連携体制整備加算 1～6（8～12 点）

※マイナ保険証の利用率や電子処方箋の体制等に応じて区分が決定されます。

当院では、診療情報を適切に取得・活用することで、安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

坂口歯科医院
院長 坂口 博哉